平成29年度

## 品川区

## 中小企業事業資金



この制度は、区内中小企業の皆さまが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう 取扱金融機関に対し、区があっ旋をする制度です。

# メリット 低金利

区が利子の一部を補給しますので低利で 融資を受けることができます。

# メリット 2 信用保証料を補助

東京信用保証協会の保証を利用した場合です。

新規・拡充 メニュー 新規

事業承継支援資金(事業承継前後に必要な資金の新設)

拡充

事業活性化資金(あっ旋限度額増額·本人負担利率の減) 団体事業資金(あっ旋限度額増額·本人負担利率の減)

- ※区が直接資金を貸し付けるものではありません。
- ※融資実行の可否については金融機関(および信用保証を利用する場合は東京信用保証協会)が審査のうえ判断しますので、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

固	
次	

ご利用できる方・資金使途 P.1	申込みに必要な書類P.9·10
融資あっ旋利用の流れ ····· P.2	関係機関一覧・納期対応表・マル経融資利子補助P.9・10
融資あっ旋制度資金一覧 P.3~6	よくある質問 ······P.11
創業支援資金のご案内P.7	融資あっ旋申込書記入要領 ······P.12
取扱金融機関一覧P.8	融資あっ旋申込書記載例・用紙 P.13・14

### 申込方法

## 予約制になります

• 予約受付時間:午前9時から午後5時まで(平日)

• 予約電話番号: 03-5498-6334

申込者

個人事業主本人または経営状況・申請内容を把握しているご家族 法人の代表者または経営状況・申請内容を把握している社員 ※代理申請(金融機関や税理士等の方)はできません。



窓口

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

電話 03-5498-6334 FAX 03-5498-6338

http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

## 1. ご利用できる方

(創業支援資金については別途7ページを参照してください)

① 品川区内に住所を有すること

法人:品川区内に本社所在地または事業所(注1)を有すること 個人:品川区内に住民票上の住所または事業所(注1)を有すること

- ② 引き続き同一事業を1年以上営んでいること(注2)
- ③ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ④ 許可、認可、届出、資格・免許等の取得が必要な業種の場合、それらの手続きを終えていること
- ⑤ 税金を滞納していないこと(注3)

法人:品川区内に本社所在地を有しない場合は、品川区内の事業所に係る法人都民税を納税している、

または納税する予定(注4)であること

個人:品川区内に住民票上の住所を有しない場合は、品川区内の事業所に係る住民税を納税していること

⑥ 下表の事業規模に該当すること

業種	資本金	従業員(注7)
製造業等(注5)	3億円以下	300人以下 (注8)
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下(注9)
小 売 業・飲 食 業	5千万円以下	50人以下
医療法人等(注6)	_	300人以下

- ・法人の場合は資本金か従業員の いずれかが該当すること
- ・個人の場合は従業員のみ該当すること
- ・LLP(有限責任事業組合)等は 事業の内容にかかわらず対象と なりません。

※特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員数が上記に該当していればご利用いただけます。 ただし、政令特例業種の規模要件は適用されません。

- (注1) 不動産賃貸業の場合、賃貸物件だけでは事業所とみなしません。
- (注2) 他区市町村から品川区へ移転された場合、通算されます。また、休眠会社はご利用いただけません。
- (注3) 分納は未納とみなします。
- (注4) 品川区内に事業所を移転、または、新たに事業所を設けて、まだ申告・納税期限が来ていない場合。
- (注5) 建設・運輸・不動産・出版・ソフトウェア・情報処理サービス業等を含みます。
- (注6) 医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含みます。
- (注7) 従業員には、家族従業員、役員は含みません。ただしパート・アルバイトは事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。
- (注8) ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)は従業員900人以下。
- (注9) 旅館業は従業員200人以下。

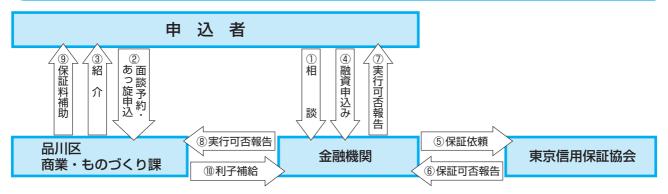
## 2. 資金使途

運転資金の例	設備資金の例
商品・材料の仕入れ	機械、車両、什器等の購入
人件費の支払い	店舗、工場、賃貸物件等の改修・改増築費用
外注費の支払い	事務所、店舗等の敷金、保証金
広告宣伝費	ソフトウェアの購入

#### ※対象とならない資金使途

- ・納税のための資金
- ・設備資金で既に支払い済みのもの
- ・個人の資格取得のための資金
- ・法人の設立費用および資本金や増資資金
- ・生活資金など、事業と関係のない資金
- ・借入金の返済 ※例外として、区の制度を利用して借換えが可能な場合がございます。詳細はお問い合わせください。

## 3. 融資あっ旋利用の流れ



- ① 取扱金融機関へ借入れの相談をしてください(8ページに取扱金融機関一覧があります)。
- ② 借入れの際に、区の制度をご利用になることが決まったら、お申込みになる制度に必要な書類を揃えて品川区商業・ものづくり課へ予約の申込みをしてください(あっ旋下限額は50万円、貸付け額は万単位です)。
- ③ 商工相談員による審査の結果、品川区の融資あっ旋の要件に該当し、かつ、必要書類が揃っていることが確認できた場合、紹介状を即日発行します(事業活性化資金など一部の制度は、後日発行となります)。
- ④ 紹介状を金融機関へ提出してください。
- ⑤ 金融機関で審査を行います。また、必要に応じて東京信用保証協会の審査があります。
- ⑥ 東京信用保証協会が、審査後、金融機関へ保証可否の報告をします。
- ⑦金融機関が、申込者へ融資実行可否の報告をします。
- ⑧ 金融機関が、品川区へ融資実行可否の報告をします。
- ⑨ 融資実行後、品川区が申込者へ保証料の補助を行います。

### ※保証料の補助について

東京信用保証協会の保証付で融資が実行された場合、申込者は東京信用保証協会に信用保証料を支払います。 区の融資制度を利用されている申込者には、区が信用保証料の全部または一部を補助します。紹介状発行時に 「信用保証料補助制度のご案内」をお渡しいたしますので、必要事項を記入の上、取扱金融機関へ提出して ください。後日、区から申込者の指定口座へ直接振り込みます。

【注意】資金使途に旧債務の借換えを含む場合は、補助対象外となります。

⑩融資実行後、区が金融機関へ利子補給を行います。

#### ※利子補給

区負担分の利子は、区から金融機関へ直接振り込みます。

- ○融資実行後に下記事由が生じましたら、直ちに金融機関へご連絡願います。
  - ・事業所の所在地、代表者などが変更になった場合
  - ・個人事業主から法人化をした場合
  - ・条件変更が行われた場合(繰り上げ完済、一部繰り上げなど)
- ○返済方法は元金均等月賦償還のみとなりますのでご注意ください。
- ○次のいずれかに該当した場合は、品川区融資あっ旋制度の対象外となり融資完済前でも利子補給を停止します。
  - (1) 法人:本社所在地と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
    - 個人:住民票上の住所と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
  - (2) 代位弁済が行われたとき
  - (3) 金融機関が債権回収会社等に債権を譲渡したとき
  - (4) 取扱支店が品川区の取扱外支店へ変更になったとき
  - (5) 虚偽による申込が判明したとき
  - (6) 融資実行後に利用制度の対象条件に合致しないことが判明したとき
  - なお、利用対象外となった融資の取扱(返済額、利率等)は、取扱金融機関へ相談してください。

#### 東京信用保証協会とは

中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。